

工事請負契約の一部を変更することについて

平成28年第1回市議会臨時会の議決を経て締結した（仮称）新徳山駅ビル及び付帯駐車場棟建築主体工事の請負契約の一部を下記のとおり変更することについて、周南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年周南市条例第52号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

平成28年8月10日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

契約金額「¥2,676,240,000-」を「¥2,680,894,800-」とする。

(参 考)

変 更 概 要

1 工 事 名

(仮称) 新徳山駅ビル及び付帯駐車場棟建築主体工事

2 変更理由及び変更箇所

平成28年2月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置に基づき、請負代金の額を変更する。

工事請負契約の締結について

下記により工事請負契約を締結することについて、周南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年周南市条例第52号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

平成28年2月17日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

- 1 工 事 名 （仮称）新徳山駅ビル及び付帯駐車場棟建築主体工事
- 2 工 事 場 所 周南市御幸通2丁目28番地外
- 3 工 期 本契約を成立させる旨の意思表示をした日の翌日から
平成29年9月15日まで
- 4 契 約 金 額 ￥2,676,240,000-
- 5 請 負 者 広成建設・洋林建設特定建設工事共同企業体
代表者
山口市小郡下郷1329番地17
広成建設株式会社山口支店
執行役員支店長 安田 憲彰
- 6 契 約 の 方 法 条件付一般競争入札